四

(一)～(七)	(略)	
(八)	主要構造部を法第二十一条第一項の認定を受けたものとする建築物	法第二十一条第一項に係る主要構造部に関する認定書の写し
(九)～(十四)	(略)	
(十五)	界壁を法第三十条第一項第一号の認定を受けたものとする建築物	法第三十条第一項第一号に係る認定書の写し
(十六)	天井を法第三十条第二項の認定を受けたものとする建築物	法第三十条第二項に係る認定書の写し
(十七)・(十八)	(略)	
(十九)	壁、柱、床その他の建築物の部分の構造を法第六十一条の認定を受けたものとする建築物	法第六十一条に係る建築物の部分に関する認定書の写し
(二十)	防火設備を法第六十一条の認定を受けたものとする建築物	法第六十一条に係る防火設備に関する認定書の写し
(二十一)	屋根の構造を法第六十二条の認定を受けたものとする建築物	法第六十二条に係る認定書の写し
(二十二)	法第六十六条において準用する法第三十八条の認定を受けたものとする特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物	法第六十六条において準用する法第三十八条に係る認定書の写し
(二十三)	法第六十七条の二において準用する法第三十八条の認定を受けたものとする特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物	法第六十七条の二において準用する法第三十八条に係る認定書の写し
(二十四)～(四十六)	(略)	
(四十七)	主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造を令第百十二条第二項の認定を受けたものとする建築物	令第百十二条第二項に係る認定書の写し

（削る）

四

(一)～(七)	(略)	
(八)～(十三)	（新設）	
(十四)	(略)	
(十五)	界壁を法第三十条の認定を受けたものとする建築物	法第三十条に係る認定書の写し
(十六)	（新設）	
(十七)・(十八)	(略)	
(十九)	（新設）	
(二十)	屋根の構造を法第六十三条の認定を受けたものとする建築物	法第六十三条に係る認定書の写し
(二十一)	防火設備を法第六十四条の認定を受けたものとする建築物	法第六十四条に係る認定書の写し
(二十二)	法第六十七条の二において準用する法第三十八条の認定を受けたものとする特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物	法第六十七条の二において準用する法第三十八条に係る認定書の写し
(二十三)	法第六十七条の四において準用する法第三十八条の認定を受けたものとする特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物	法第六十七条の四において準用する法第三十八条に係る認定書の写し
(二十四)～(四十三)	(略)	
(四十四)	（新設）	